

〔付1〕

利府町図書館検討委員会設置要綱

〔平成16年12月1日利府町教育委員会教育長決裁〕

利府町図書館建設検討委員会設置要綱（平成12年10月20日利府町教育委員会教育長決裁）の全部を改正する。

（設置）

第1条 利府町図書館に関する調査及び検討を行うため、利府町図書館検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に定める事項について調査及び検討する。

- (1) 利府町図書館（以下「図書館」という。）の建設に関すること。
- (2) 図書館の運営に関すること。
- (3) その他図書館に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町民代表者
- (3) 図書館利用団体等代表者
- (4) 行政関係団体等代表者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

（事務局）

第7条 委員会に関する事務は、教育課図書振興班で処理する。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、新図書館の建設が完了し、当該図書館が開館した日にその効力を失う。

〔付2〕

利府町図書館検討委員会委員一覧

委員長	佐藤 華都枝	教育関係者
副委員長	藤井 初男	教育関係者
委員	安川 潔	学識経験のある者
	菊地 敏子	町民代表者
	清水 久美子	図書館利用団体等代表者
	折田 けい子	図書館利用団体等代表者
	桂嶋 克男	行政関係団体等代表者
	相澤 久米治	行政関係団体等代表者
	高橋 守克	教育関係者
	大嶋 敦子	町民代表者
行政職員	伊藤 三男	

発行 2006年3月24日
社団法人 日本図書館協会
〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
Tel:03-3523-0811 Fax:03-3523-0841
印刷 船舶印刷株式会社